

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの期間及び50年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年3月まで
② 昭和50年1月から同年5月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間①については、私の父親が、私と妻、妹の国民年金加入手続きを行い、地域の集金人に国民年金保険料を納付していた。当時は地域の縛りが厳しく、納付しないで済むような土地柄ではなかった。

申立期間②については、昭和50年6月に就職するまで、町内の集金人に国民年金保険料を納付していた。役場に保険料を持って行ったこともあったと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、9か月と短期間である上、申立期間前後の期間は納付済みである。

また、申立人は、父親が申立人の国民年金加入手続きを行い、地域の集金人に保険料を納付していたとしているところ、当時、申立人の居住する地域では納付組織による保険料納付が行われていたことが確認できることから、申立内容には信^{びょう}憑性が認められる。

さらに、申立人は、当時、申立人が居住する地域では、国民年金保険料納付意識が強く、保険料を納付しないで済むような土地柄ではなかったとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、申立人が居住した地域の国民年金保険料納付状況を調査したところ、加入者のほとんどに保険料の未納が無いことが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

2 申立期間②について、5か月と短期間であり、一緒に納付していたとする妻も申立期間のうち、昭和50年4月及び同年5月は納付済みである。

また、申立人は、昭和47年7月から48年7月までは、厚生年金保険加入期間であるにもかかわらず、国民年金保険料を納付した結果、平成7年8月8日に国民年金保険料の還付を受けているなど、申立期間当時の夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から46年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

昭和46年ころ、元夫と一緒にA区役所に行き、元夫が国民年金の加入手続を行い、金額は分からないが、申立期間①の保険料を一括で納付した。その後は、年配の男性が保険料の集金に自宅に来たので、元夫が保険料を納付し、領収書を受けとったことを覚えている。申立期間②の前後は納付済みであり、また一緒に納付していた夫は納付済になっているのに、私の分だけ納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間前後の申立人の生活状況に変化が見られないことから、申立期間のみ保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

また、申立人は、自宅に集金に来た男性に保険料を納付したとしているところ、事実、A区では、当時、市の非常勤職員による保険料徴収が行われていたことが確認でき、申立てには信憑性が認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする元夫からの証言が得られないため、加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和

46年4月29日を資格取得日として、同年8月に払い出されており、申立期間は未加入期間とされていることから、納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の元夫が申立期間について申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から61年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について加入記録及び納付事実が確認できないとの回答をもらったが納得いかない。昭和57年11月18日に資格喪失したことになるが、自分で手続をした覚えはまったく無く、継続して国民年金に加入していたはずである。

申立期間のうち、昭和59年3月まではA県B町に住んでおり、国民年金保険料は町役場で前納したり、昭和57年度からは町内の集金人を通して納めていた。57年度の中途から国民年金の被保険者資格を喪失したり、保険料が未納となっているのはおかしい。59年3月末にC市へ転居し国民年金の住所変更手続を行っており、納付書を受け取っていたはずなので保険料は支払っていると思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度に加入した後、複数回転居しているが、いずれも適切に住所変更手続を行い、その旨国民年金手帳に記載されている上、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金制度についての理解は深く、保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、昭和53年度から56年度の国民年金保険料を夫の期末手当を利用して前納するとともに、57年度からは町内の集金人を通して納付したとしているところ、事実、当時申立人の居住していたB町では、町内集金人により保険料収納が行われていたなど、申立内容に不自然な点は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、59年3月にC市へ転居するまでの間は町内集金人を通して国民年金保険料を納付していた

ものと推認できる。

さらに、申立人は、市・町の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁オンライン記録では、結婚した昭和 48 年 4 月以後も引き続き国民年金の強制加入被保険者として取り扱われており、その後電算化の入力が始まった昭和 57 年度の途中の 11 月 18 日に国民年金の被保険者資格を喪失しているが、厚生年金保険に加入した事実や国内に住所を有していなかった等の国民年金被保険者資格を喪失する理由が見当たらない上、申立人が所持していた国民年金手帳にも資格喪失日の記載が無いなど事務上の齟齬そごがうかがわれる。

- 2 しかしながら、C 市へ転居した後の昭和 59 年 4 月以降の申立人の国民年金保険料納付についての記憶は曖昧あいまいである上、保険料を納付した記憶が無いとしており、申立人の夫も申立人の保険料を納付した記憶が無いと証言しているなど、納付を裏付ける周辺事情が見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 11 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月及び45年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月
② 昭和45年4月から同年8月まで
③ 昭和47年6月

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。

船員であった私は、下船した昭和44年10月ころ、当時のA町役場に行つて、自ら国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、45年9月に船員保険の被保険者資格を取得するまでの間の国民年金保険料を納付した。47年6月に下船した際も、国民年金に加入したはずである。

申立期間①から③まで、国民年金の未加入や保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、船員保険の加入期間として別途確認申立てを行っている期間及び申立期間を除き、国民年金加入期間は保険料の未納が無く、厚生年金保険、船員保険との切替手続もほぼ適切に行っており、申立人の妻も、国民年金加入期間の保険料を完納し、厚生年金保険との切替手続も適切に行うなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①及び②について、申立期間は1か月及び5か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、昭和44年10月ころ、自ら国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は45年9月25日に払い

出されている（後日取消）とともに、44年11月から45年3月までの保険料が納付されたことが確認できることから、納付意識の高かった申立人又は妻がこの時点で、過年度納付及び現年度納付が可能な申立期間の保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

また、現在納付が確認できる昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料の納付記録は、申立人が平成19年7月に提出した「保険料納付記録の照会申出書」に基づく調査によって発見された特殊台帳により、20年3月18日に納付済みと記録訂正されたものであるなど、行政側の記録管理に不備が見られる。

- 3 申立期間③について、申立人の国民年金の再加入^{あいまい}手続の記憶は曖昧であるとともに、社会保険庁の記録では、申立期間は船員保険加入期間の間の未加入期間であるため、申立人に対して納付書が発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月及び45年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

私たち姉妹が二十歳になると、母親が老後のためにと姉妹の国民年金保険料を納付してくれていた。私が就職する時に、3か月分の領収印のあった年金手帳を渡してくれたのを記憶している。その手帳は厚生年金保険の加入手続を行った時、会社の事務担当に提出したまま、手元に戻っていない。当然、国民年金と厚生年金保険の記録は通算されるものと思っていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、昭和52年4月からは国民年金に任意加入し、申立期間以外は国民年金加入期間に保険料の未納が無く、申立人の国民年金加入手続と保険料納付を行っていたとする母親は、制度発足時にその夫及び長男の分と共に加入手続を行い、以降、国民年金加入期間の保険料を完納するなど、保険料納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和43年4月9日に払い出されていることから、申立期間は現年度納付が可能であり、納付意識の高い母親が自身及び次女の保険料を納付しながら、申立人の保険料だけを納付しなかったとされているのは不自然である。

さらに、申立人が居住したことのあるA村（当時）及びB町（当時）が保有する国民年金被保険者名簿の納付記録に齟齬があるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

昭和53年の初めころ、国民年金に加入した方が良いと勧められ、私自身が市役所連絡所で国民年金加入手続を行った。加入手続を行ってから2、3か月たったころ、過去の未納の保険料をまとめて納付すると割安になる旨の通知を受けたので、市役所連絡所で納付の手続を行った。昭和53年当時、アルバイトで収入が少なかったため滞納しないことを確約し、5～6回に分割して私自身か母が納付した。

完納した記憶があるので、未納期間があるのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間において保険料の未納が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和53年6月30日）においては、保険料の過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間直前の昭和51年4月から52年3月までの保険料を53年7月に、申立期間直後の53年4月から54年4月までの保険料を54年7月にそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、納付可能な申立期間を未納のままにしておくのは不自然である。

さらに、滞納しないことを確約した上で、5～6枚の納付書の交付を受け、申立人自身か母親が納付したとの申立内容に不自然な点は見られない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間は時効により保険料を納付できない。

また、国民年金手帳記号番号払出時点においては、申立期間は、特例納付が可能であるが、申立人は「保険料が割安になる通知が来た」と申し立てており、これを前提とすると過年度納付以外の方法で、保険料をさかのぼって納付したことはないと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から58年3月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間①から③まで、国民年金保険料が未納となっているのは納得がない。

2年間さかのぼって納付するよう、数枚の納付書が束になって自宅に届いたので、当時、市役所に勤務していた知人に電話で問い合わせたところ、「どうしても納めなければならない。」と言われ、数回に分けて納付した。納付金額を合計すると、20万円から30万円と大金だったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間③以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、申立人は、2年間さかのぼって納付するよう数枚の納付書が束になって届き、数回に分けて納付したとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、昭和58年4月から59年6月まで及び59年10月から同年12月までの保険料が60年度から61年度の間、おおむね3か月ごとに6回、過年度納付されていることが確認でき、過年度納付が可能な申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、過年度保険料と現年度保険料を合わせて20万円から30万円だったとしているところ、昭和58年4月から62年3月までの国民年金保険料総額は310,680円になり、申立金額とおおむね一致している。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和60年6月ころ）においては、申立期間は時効により納付できず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を昭和45年6月1日、資格喪失日を49年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を45年6月から46年7月までは3万3,000円、同年8月から47年7月までは6万8,000円、同年8月から48年7月までは7万6,000円、同年8月から49年7月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から49年8月1日まで

株式会社Aに勤務していた昭和45年6月1日から49年8月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、加入していた事実が無いとの回答を得た。給与明細書は無いが、辞令及び失業保険被保険者証があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令(昭和49年1月5日付)及び元同僚4人(当時の販売担当課長、販売担当者、現場事務担当者及び経理事務担当者)の証言から、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

また、上記の元経理事務担当者は、同社が適用事業所となった際(昭和45年6月1日)に、自らが申立人を含む当時の当該事業所の従業員全員を厚生年金保険に加入させる手続を行った上、申立人についても給与から厚生年金保険料を控除したと証言している。

さらに、元同僚の証言した当時の従業員数と社会保険事務所の記録上の被保険者数とがほぼ一致すること、及び上記の元同僚4人のうち二人(当時の販売担当課長及び現場事務担当者)が適用事業所となった際に全員が社会保険に加入したと証言していることから、当時、同社においては、すべての従業員が厚

生年金保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる

また、申立人の標準報酬月額については、申立人と同様の業務をしていた同僚の記録から、昭和45年6月から46年7月までは3万3,000円、同年8月から47年7月までは6万8,000円、同年8月から48年7月までは7万6,000円、同年8月から49年7月までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、健康保険被保険者証の番号に欠落が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は申立人に係る昭和45年6月から49年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年11月4日から26年7月5日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A(株)における資格喪失日(昭和25年11月4日)及び資格取得日(昭和26年7月5日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を25年11月から26年2月までは2,500円、同年3月から同年6月までは3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和24年7月1日から25年7月17日までの期間、同年8月2日から同年11月4日までの期間及び26年7月5日から32年6月5日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月4日から26年7月5日まで
② 昭和24年7月1日から25年7月17日まで
③ 昭和25年8月2日から同年11月4日まで
④ 昭和26年7月5日から32年6月5日まで

申立期間①について、自分の記憶では中断することなく継続して勤務していたはずである。厚生年金保険被保険者期間が中断しているのは納得できないので、再度調査してもらいたい。

また、B工場とA(株)における申立期間②から④までについて、脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を受けたが、請求や受給をした記憶は無いので、再度確認をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では、申立人は、A(株)において、昭和25年8月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月4日に

資格喪失後、26年7月5日に同社において再度資格を取得しており、申立期間において被保険者記録が無い。

しかし、同社に勤務していた元同僚は、申立人が申立期間中も継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更が無かったことを証言している上、同社において、申立期間中にいったん資格を喪失し、その後資格を再取得している従業員はほかに確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚及び申立人に係る社会保険事務所の記録から、昭和25年11月から26年2月までは2,500円、26年3月から同年6月までは3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主から資格得喪の届出が行われていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険庁の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年11月から26年6月分までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から④までについて、A(株)において昭和32年6月以前に資格取得した脱退手当金受給資格者(女性)105名の記録を確認すると、このうち59名が脱退手当金を受給している。

また、A(株)での脱退手当金受給者5名が会社による代理請求を証言しており、申立人についても脱退手当金の代理請求が行われたものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給が記録されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和32年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月21日から同年4月1日まで

昭和33年にA(株)に勤めて、C市、B市、D市、E市、F市、G市、B市、H市、I市、J市及びF市と退職まで10か所の転勤があったが、その間、保険料は給与から控除されており、41年3月に退職したことは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A(株)提出の辞令交付原簿及び人事カード、同社からの回答並びに雇用保険の記録から、申立人は申立期間においてA(株)B出張所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年10月1日の社会保険事務所の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立期間に係る保険料を納付したと主張するが、記録上の資格喪失日は昭和41年3月21日であるところ、この日はK出張所への異動に係る辞令の交付日であり、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年2月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①及び②のいずれの事業主も、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和37年2月1日から同年10月1日まで

私は、昭和28年4月1日から平成3年7月1日まで、A社で厚生年金保険に加入していた。

社会保険庁の記録では、昭和37年1月31日から同年10月1日までの期間が空白となっており、その期間は厚生年金保険の加入期間に算入されないと社会保険事務所から回答を受けた。

A社の人事記録簿には、昭和37年2月1日本社経理部経理課勤務、同年8月1日本社経理部財務課勤務と記載されており、28年4月1日に資格取得してから平成3年7月1日に資格喪失するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、人事記録簿、役員経歴表及び雇用保険の記録により、申立人がA社B所に継続して勤務し（昭和37年2月1日B所から本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪し、本社においても確認できないため、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、人事記録簿、役員経歴表及び雇用保険の記録により、申立人がA社(現C社)に勤務し(昭和37年2月1日B所から本社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の同僚の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年2月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から60年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和58年8月から60年3月までの納付事実が確認できないとの回答を得たが納得いかない。申立期間当時はA区に住んでいたが、昭和58年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、かなりの期間が経過してから区役所より納付書（金額及び期限が記載されたもの）が届き、さかのぼって一括して納付した。以後、住所近くのA区のB出張所で、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に勤めた会社を退職後の昭和58年8月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が次に就職した会社を退職後の62年10月頃に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は国民年金保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間の始めのころには、加入手続後送付されてきた納付書によって国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した期間があるとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、国民年金手帳記号番号の払出し後に、厚生年金保険の資格喪失後の昭和61年6月から62年3月までの保険料が過年度納付によりさかのぼって納付されていることが確認できるものの、申立人はさかのぼって納付したのは一度だけであると申し立てていることから、申立期間の保険料と特定できない上、申立人が申立期間において保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年11月までの期間、38年12月から39年4月までの期間、39年6月から同年7月までの期間、39年12月から40年2月までの期間、49年10月から50年9月までの期間、59年6月から63年12月までの期間、平成元年5月から3年4月までの期間、5年3月から同年4月までの期間、5年8月から6年4月までの期間、7年1月から同年6月までの期間及び10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年11月まで
② 昭和38年12月から39年4月まで
③ 昭和39年6月から同年7月まで
④ 昭和39年12月から40年2月まで
⑤ 昭和49年10月から50年9月まで
⑥ 昭和59年6月から63年12月まで
⑦ 平成元年5月から3年4月まで
⑧ 平成5年3月から同年4月まで
⑨ 平成5年8月から6年4月まで
⑩ 平成7年1月から同年6月まで
⑪ 平成10年3月

申立期間①については、勤務先で国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を引いてもらっていた。納付した当時の記憶は無いが、A県に来た時にまとめて支払った記憶がある。申立期間②から④までについては、妻が町内の区長に納めた。

他の期間については、集金人に支払った。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までについて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和

52年9月21日に払い出されており、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、特例納付実施期間でもないことから、保険料を一括して遡^{そきゅう}及納付することもできない。

また、申立期間において、申立人が居住していた市区からも、申立人の国民年金加入記録は確認できないとの回答がある上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人は、A県に来た時にまとめて国民年金保険料を支払った記憶があるとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により、昭和50年10月から52年3月までの保険料を52年12月に一括払いで過年度納付していることが確認できるが、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない。

- 2 申立期間⑥及び⑦について、社会保険庁の記録により、申立期間の間の平成元年1月から4月までの国民年金保険料は、3年2月から同年5月の間に3回に分けて過年度納付されていることが確認できるものの、保険料の納付方法、納付場所に関する申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、これ以外の時期に申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情が見つからない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)も無い。
- 3 申立期間⑧から⑪までについて、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年2月までの期間、46年4月から同年5月までの期間、48年12月から49年4月までの期間、49年11月から50年3月までの期間、50年11月から51年3月までの期間、51年11月から同年12月までの期間、52年3月、52年11月から53年2月までの期間、53年12月から54年2月までの期間、54年12月から55年3月までの期間及び55年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年2月まで
② 昭和46年4月から同年5月まで
③ 昭和48年12月から49年4月まで
④ 昭和49年11月から50年3月まで
⑤ 昭和50年11月から51年3月まで
⑥ 昭和51年11月から同年12月まで
⑦ 昭和52年3月
⑧ 昭和52年11月から53年2月まで
⑨ 昭和53年12月から54年2月まで
⑩ 昭和54年12月から55年3月まで
⑪ 昭和55年12月から56年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和42年1月から56年3月までの間で、船員保険に加入していない期間の国民年金の加入及び保険料納付事実が確認できないとの回答をもらったが納得できない。

42年ころ、市役所から国民年金に加入するように手紙がきたので、船員保険をやめた時、A市役所B庁舎へ行き自分で加入手続を行ったと思う。

加入したころの国民年金保険料は月額2,000円位だったと思う。国民年金手帳が交付されたようにも思うが定かでない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ころ、A市役所B庁舎で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、申立人の戸籍の附票により、申立人の当時の住所地はC県D市であることが確認できることから、この時点においてA市で国民年金加入手続きを行うことはできない。

また、D市及びA市を管轄するそれぞれの社会保険事務所からは、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないとの回答がある上、D市及びA市とも、申立人が国民年金に加入していたことを示す被保険者名簿等の納付記録が確認できないと回答しているなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、氏名検索によっても国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、申立人が昭和42年1月の国民年金加入当時に納付したとしている国民年金保険料額は実際の保険料額と大きく異なっている上、申立人は、船員保険の資格喪失の都度、居住した市役所窓口において国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付した記憶は無いとするなど、申立内容に不合理な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 2 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 4 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

いずれの申立期間においても、事業主から退職月も給与から社会保険料が天引されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主の提出した従業者個人台帳によると、申立人は昭和 55 年 1 月 8 日に入社し同年 10 月 25 日に退社していることが確認できる上、申立人の雇用保険の記録は、55 年 2 月 1 日取得、同年 10 月 25 日離職となっており、申立人が 10 月末日まで勤務していたことが確認できない。

また、申立人が申立期間において A (株) に勤務していたことを推認できる同僚等の証言も得られない。

さらに、同社の現在の経理担当者及び社会保険労務士事務所の担当者は、同社においては、申立期間当時から厚生年金保険料は当月控除であるが、社員が 25 日に辞めた場合、退職した月の給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除していないと証言している。

2 申立期間②について、申立期間当時の(有) B の厚生年金保険被保険者が、申立人は自分の産休要員として平成 2 年 9 月末日まで勤務していたと証言している。

しかし、申立期間当時に同社を担当していた社会保険労務士事務所が保管

していた健康保険適用事業所台帳には、申立人は平成2年9月29日離職と記載されている上、同社において申立人の雇用保険の記録も無い。

また、同社はすでに全喪し、事業主も死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできず、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の雇用保険の記録は、平成3年7月18日取得、4年4月28日離職となっており、ほかに申立人が申立期間においてC(株)に勤務していたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

また、同社の現在の経理担当者は、保険料は以前から翌月控除であるが、社員が辞めた月の健康保険料及び厚生年金保険料は控除していないと証言している。

さらに、事業主から、申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書の写しが提出されており、記録どおりの喪失届がなされたことが確認できる。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 39 年 4 月まで
③ 昭和 39 年 10 月から 40 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 10 月から同年 11 月 5 日まで
⑤ 昭和 41 年 1 月 15 日から同年 4 月まで
⑥ 昭和 41 年 10 月から 42 年 4 月まで
⑦ 昭和 42 年 10 月から 43 年 4 月まで

昭和 37 年 10 月から 44 年 4 月までの期間のうち、毎年 10 月から 4 月までの冬の期間中、A 株式会社で勤務していた。

この間の厚生年金保険加入記録を確認したところ、昭和 40 年 2 月 1 日から同年 4 月 16 日までの期間及び 40 年 11 月 5 日から 41 年 1 月 15 日までの期間は厚生年金保険被保険者期間として確認できたが、それ以外の期間は被保険者期間であることが確認できなかった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚 3 人の証言から、申立期間①から⑦までのすべての期間について、申立人が A 株式会社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人と同様、昭和 40 年 2 月から同年 4 月までの期間及び同年 11 月から 41 年 1 月までの期間について厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚 5 人の記録を調査したところ、申立人と同じく申立期間①から⑦までの全ての期間について、雇用保険の記録は確認できたが、厚生年金保険の記録は確認できない。

また、上記の元同僚5人は、厚生年金保険加入期間以外の勤務期間については国民年金に加入しており、保険料も納付済となっている上、申立人についても、申立期間①から⑦までのほぼすべてにわたって申立人と酷似した者（同姓同名で生年月日は昭和16年10月11日）の国民年金加入記録（最初の6か月を除き保険料を納付）が確認できる（社会保険事務所では申立人本人の記録として、今後統合予定）。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 不明
勤務した事業所は以下のとおり
①A、②B、③C、④D、⑤E、⑥F、⑦G、⑧H、
⑨I、⑩J、⑪K、⑫L、⑬M、⑭N、⑮O、⑯P、
⑰Q、⑱R

申立てに係る事業所に勤務したことは間違いが無いので、再調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。勤務時期や勤務した事業所の順序などについては、はっきりとした記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

①、②、④、⑥、⑩、⑪、⑬、⑭、⑯、⑰及び⑱の事業所については、社会保険庁または社会保険事務所の記録に申立人は確認できず、申立人の勤務実態が確認できない。

③の事業所について、事業主は、申立人を臨時雇用していたが厚生年金保険には加入させていないと回答している。

⑤の事業所について、申立人は、昭和 53 年 8 月から 55 年 2 月まで勤務していたと供述しているが、事業主は、申立人は 54 年 9 月から 55 年 1 月まで勤務していたとしており、当時は非適用事業所であり、厚生年金保険料は控除していないと回答している。

⑦の事業所について、申立人は、昭和 56 年夏頃から同年 11 月まで勤務していたと供述しているが、事業主は、この期間については、厚生年金保険に加入していないと回答している。

⑧の事業所について、申立人は、昭和 56 年 5 月から同年夏頃まで勤務していたと供述しているが、親会社の(株)Sの厚生年金保険被保険者記録には、こ

の期間について申立人の記録は無く、事業主は「H」の名称で申立人の主張する和食割烹店を経営したことはないとしている。

⑨の事業所について、申立人は、昭和 55 年春から同年秋まで勤務していたと供述しているが、「I」の名称での厚生年金保険適用事業所は無く、申立人が勤務した事業所であるとした「T」の厚生年金保険被保険者記録には、昭和 55 年春から同年秋までについて申立人の記録は無い。

⑫の事業所について、申立人は、昭和 57 年 12 月から 59 年 3 月まで勤務していたと供述しているが、「L」の名称での厚生年金保険適用事業所は確認できず、申立てに係る事業所と思われる(株)L社の事業主は、この期間に申立人を雇用したことはないと言明している。

⑮の事業所について、申立人は、昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月まで勤務していたと供述しているが、O(株)の事業主は、申立人の勤務は不明としており、また書類は火災で焼失したため残っていないとしている。

また、申立てに係るすべての事業所において、事業主による厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料が無い。

さらに申立人の厚生年金保険の加入記録のある事業所については雇用保険の記録が確認できる一方で、申立てに係るすべての事業所において、雇用保険の記録が確認できない。

加えて、一部期間を除き厚生年金保険から国民年金への切替えは適切に行われており、申立人の年金に関する意識は相当程度高いものと考えられ、国民年金と厚生年金保険に重複して加入することは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月から27年3月まで

私が勤めていた頃は景気のよい時期で、私は臨時工として勤務し、そのうち正規雇用になるのを期待していたが、その見込みはなく会社を辞めて新しい職に就き現在に至った。A社B所に在職中、雇用保険をかけていなかったため、不信であるので調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する業務内容と元事業主の証言が一致することから、申立人がA社B所（現在：C社）に勤務していたことは推認できるが、元事業主は資料が無いため申立人の在籍期間を確認できないと回答している上、申立人は同僚についての記憶が無く、元従業員からも証言を得ることができないため、勤務していた期間が確認できない。

また、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、当該事業所は合併し、その後分社しているため当時の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 11 月 22 日から 24 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 23 年 11 月 22 日から 24 年 4 月 27 日まで A 社に勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、被保険者期間は 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までとなっていた。

A 社には、その前から勤務していたので被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した失業保険被保険者離職票により、申立人が申立期間中、申立てに係る事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の当時の同僚から、新入社員は入社後 3 か月間程度の見習い期間があったとの証言があるうえ、昭和 21 年 4 月に当該事業所に入社した同僚の資格取得年月日は、社会保険事務所の記録から、入社 3 年後の 24 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間に係る当該事業所の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は認められない。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年4月から19年10月1日までの期間、20年5月1日から同年9月までの期間、同年10月から21年8月13日までの期間、22年10月3日から23年3月までの期間及び同年5月から25年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月1日までの期間、22年8月19日から同年10月3日までの期間、25年1月1日から28年5月1日までの期間、同年11月1日から29年3月7日までの期間及び21年8月13日から22年10月3日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月から19年10月1日まで
(A社(株))
② 昭和19年10月1日から20年5月1日まで
(A社(株))
③ 昭和20年5月1日から同年9月まで
(A社(株))
④ 昭和20年10月から21年8月13日まで
(B社(株)C工場)
⑤ 昭和22年8月19日から同年10月3日まで
(B社(株)C工場)
⑥ 昭和22年10月3日から23年3月まで
(B社(株)C工場)
⑦ 昭和23年5月から25年1月1日まで
(団体D)
⑧ 昭和25年1月1日から28年5月1日まで
(団体D)

⑨ 昭和28年11月1日から29年3月7日まで
(E社(株)F工場)

⑩ 昭和21年8月13日から22年10月3日まで
(B社(株)C工場)

申立期間①、③、④、⑥及び⑦について、社会保険庁の記録では厚生年金保険被保険者期間となっていないが、勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②、⑤、⑧、⑨及び⑩について、社会保険庁の記録では脱退手当金を支給済となっているが、受給した覚えがない。もう一度調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、厚生年金保険の女子の適用開始は昭和19年10月1日からであり、申立人は申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得できない。

申立期間③について、A社(株)の健康保険労働者年金保険事業所別被保険者名簿において、多くの被保険者が昭和20年5月1日に資格を喪失しているのが確認でき、また、同日より後に資格喪失した被保険者の記録が確認できないことから、すべての被保険者が同日に資格喪失している可能性がある。

申立期間④及び⑥について、申立人のB社(株)C工場の入退社日についての記憶があいまいである上、同工場の元従業員4人は、同工場における被保険者期間と実際の勤務期間がほぼ合致すると証言している。

申立期間⑦について、申立人が名前を挙げた同僚のうち二人は、団体Dでの被保険者記録が確認できず、当該事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間①、③、④、⑥及び⑦において厚生年金保険料を給与から控除されていたことの具体的記憶を有していない上、申立期間①、③、④、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③、④、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 社会保険庁の記録では、申立期間⑤と⑩に関し、重複した被保険者期間について二度、脱退手当金が支給された記録となっており、事務処理が適切に行われていない状況が認められるものの、申立期間②、⑤、⑧及び⑨並びに⑩に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給記録が

記載されており、支給手続自体は行われていたことが確認できる。

また、申立期間②、⑤、⑧及び⑨に係る脱退手当金の支給日である昭和29年8月31日は、当該期間の最終事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後である上、通算年金制度創設前であることを考慮すると、申立人についても脱退手当金の代理請求が行われた可能性がある。

さらに、B社(株)C工場の元従業員6名は、代理請求により脱退手当金を受給したと証言しており、申立期間⑩に係る脱退手当金の支給日である昭和22年10月22日が通算年金制度の創設前であることや資格喪失後約3週間後の支給であることなどを考慮すると、申立期間⑩についても脱退手当金の代理請求が行われた可能性がある。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間②、⑤、⑧及び⑨並びに⑩に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。